

平成26年度の課税情報についてお知らせします

各種課税情報について

■町県民税

普通徴収の納税通知書は、6月16日に発送予定です。

納期

第1期	6月16日から6月30日まで
第2期	8月1日から9月1日まで
第3期	10月1日から10月31日まで
第4期	12月1日から12月26日まで

なお、給与特別徴収の納税通知書は、5月15日に発送予定です。

■固定資産税

土地・家屋については、前年度に引き続き広野町全域で2分の1の減額課税措置がとられます。

なお、津波により甚大な被害を受けた区域のうち、道路、農地などの普及事業が終了していない地区の土地・家屋については、課税免除となります。

また、東日本大震災により滅失した家屋もしくは損壊の程度が半壊以上と判定された家屋ですでに取り壊された家屋または住居困難区域内にあった家屋の替わりに取得した家屋で一定の要件を満たすものについては、申請により減額措置がとられます。

納税通知書は、4月15日に発送予定です。

納期

第1期	4月15日～4月30日まで
第2期	7月1日～7月31日まで
第3期	9月1日～9月30日まで
第4期	11月4日～12月1日まで

■国民健康保険税

平成23年3月11日に広野町に住所を有していた方および警戒区域などから転入された方については、9月30日までは引き続き全額免除となります。

10月1日以降の保険税については、取扱が決定次第お知らせします。

納税通知書は7月16日に発送予定です。

■町税の申告および納期限延長措置の解除について

平成26年3月31日をもって延長措置を終了することとなりました。

なお、納税者の方々の事情を考慮し、個人および法人の町民税の申告・納付については平成27年3月31日まで、固定資産税、軽自動車税および国民健康保険税の納付については平成26年12月31日まで猶予期間を設けますので、それぞれの期限までに申告・納付くださるようお願いします。

■軽自動車税

東日本大震災により被災した車両でその用途を廃止したものに替わるものとして、平成25年4月1日から平成26年4月1日までの間に取得されたものについては、申請により平成26年度分の軽自動車税が課税免除となりますのでお早めに申請してください。

これ以外の車両については通常課税となります。

納期

全期	4月15日から4月30日
----	--------------

■税務証明について

平成26年度の固定資産評価証明については、4月1日から発行が可能となります。

平成26年度の所得証明および課税証明については町県民税が特別徴収となっている方は5月15日から、それ以外の方は6月16日から発行が可能となります。

■平成26年度の納付について

口座振替については再振替ができないことから、振替日前に口座残高のご確認をお願いします。

問 税務課 収納係 ☎0240-27-4160

新エネルギー設置費補助制度のお知らせ

平成26年度広野町住宅用新エネルギー設置費補助制度のご案内

■対象者

- ・町内の住宅（共同住宅）に居住し、システムを設置する者
- ・町内のシステム付き住宅を購入する者
- ・町内にある事業の用に供する店舗、その他町長が認める施設に太陽光発電システムを設置する者

■補助対象機器・補助単価

補助対象機器	補助単価
太陽光発電システム（住宅用）	60,000円/KW（上限4KWまで）
太陽光発電システム（事業所等用）	100,000円/KW（上限10KWまで）
太陽熱高度利用システム	1台あたりの設置費用に100分の10を乗じた額（上限が6万円）
太陽熱利用温水器システム	1台あたりの設置費用に100分の20を乗じた額（上限が3万円）
ペレットストーブ	設置費用の額（ただし、上限50,000円）

問 復興企画課 企画振興係 ☎0240-27-1251

乳幼児・児童医療費助成制度のお知らせ

平成26年4月1日から県外の医療機関でも窓口負担はなくなります

■対象者

広野町に住所がある0歳から18歳までの方

■手続き方法（社会保険などにご加入の方）

すでに「受給者資格証」をお持ちの方には、受給者番号を変更した新しい「受給者資格証」を郵送しています。

社会保険などにご加入していて、町からの通知が届かなかった方は、お問い合わせください。

■助成方法（社会保険などにご加入の方）

新しい「受給者資格証」を保険証とともに提示してください。

県内・県外ともに保険医療機関ごとの1カ月あたりの自己負担金額が21,000円以上の場合には、窓口で支払ったあと広野町保健センターへ助成申請をしてください。

■国保組合にご加入の方

双葉郡およびいわき市内の医療機関などでしか窓口無料化となりません。医療費の自己負担が発生した場合には、窓口で支払ったあと広野町保健センターへ助成申請をしてください。

問 広野町保健センター ☎0240-27-3040

平成26年4月1日に「年金機能強化法」が施行されました

年金給付に関する改正事項を紹介します

■子のある夫にも遺族基礎年金が支給されます

■繰下げ請求が遅れた場合でもさかのぼって年金を受け取れます

■未支給年金を受け取れる遺族の範囲が拡大されます

■障害年金の額改定請求が1年を待たずに請求できるようになります

■国民年金の任意加入未納期間が受給資格期間に算入されます

■さかのぼって障害者特例による支給を受けられるようになります

■年金受給者が所在不明となった場合に届出が必要となります

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611